

Ⅰ「政治理論とインテレクチュアル・ヒストリー」：初期近代政治思想史と現代政治との交錯——リチャード・タックの三冊を読む——

【第2会場】

世話人：安武真隆（関西大学）・小田川大典（岡山大学）・山岡龍一（放送大学）
報告者：関口佐紀（早稲田大学現代政治経済研究所）・藤原いお（京都大学大学院）
討論者：山岡龍一・小田川大典
参加人数：35名程度

思想史研究をアナクロニズムから切り離し、歴史的研究に限定する立場をとる、いわゆる「ケンブリッジ学派」の思想史家たちは、自らの研究に基づく規範的な発言に慎重であると解されがちである。とはいえ、彼らが現実政治について沈黙を守ってきたわけではない。イラク戦に対してはスキナーが、EU 加盟についてはポーコックが発信をしている。今回扱うリチャード・タックもまた、イギリスの EU 離脱を支持する主張を展開している。こうした現実政治をめぐる発言は、その思想史研究とどう関係するのか。本セッションでは、最近翻訳が公刊された『眠れる主権者：もう一つの民主主義思想史』（勁草書房、2025年）を手がかりに、彼の初期近代政治思想史研究と現代政治に関する発言が持つ規範的な意味合いについて検討した。

セッションでは、まず小田川大典（岡山大学）が体調不良のため Zoom を通じて「ケンブリッジ学派第三世代としてのリチャード・タック」と題する導入的報告を行った。「政治問題について考えたければ、歴史的文脈の制約下にある古典にそれを求めるのではなく、自分で考えることを覚えなければならない」とする第一世代の問題提起に対して、その第三世代のタックは、政治思想史研究の役割を、現代理論の矛盾や不明瞭な点を歴史的な起源の解明を通じて解決する歴史的批判に求め、自然権三部作を公刊したとする。

次に関口佐紀（早稲田大学現代政治経済研究所）が、「政治思想史は現代の政治について何を語るか」と題して、まず『眠れる主権者』の内容を紹介した。ルソーが主権と統治とを区別した点を、タックは、主権者である人民が直接的に参加する国家の根幹に関わる立法（憲法制定など）と、選挙によって組織された議会が行う通常の立法とを区別するモデルと整理し、それが民主政の近代的なイメージの形成に寄与したとする。『眠れる主権者』では、かかる主権と統治の区別と民主政の結び付きについて、ジャン・ボダンからグロティウス、ホップズ、ルソーを経て、アメリカ合衆国における憲法に関する議論と実践をめぐる、思想史上のテクストに即して裏付ける作業が展開される。

さらに関口は、政治思想史のテクスト解釈の妥当性と、政治思想史のテクスト解釈から引き出される現代的な含意、の2つの観点から本書の評価を試みた。第一の点に

については、タックの掲げる「主権と統治の区別」は、例えばホップズとルソーの間には大きな乖離があり、厳密な分析枠組みとしては機能していない。「眠れる主権者」についても、ルソーの『山からの手紙』第8書簡に看取されるように、主権者たるジュネーヴ市民が、統治を委任された評議会による「法律の施行を監視」し「意見提出権」を行使する余地を持つ記述と整合しない。さらにタックがルソーのうちに認める「集合的審議の過程を除外した民主政」のイメージについても、日常生活において市民が自由に議論を交わす余地をルソーは認めている。このようにルソーにおける市民は、主権者として眠っているというよりも、むしろ来るべき時に備えてつねに覚醒しているとも解釈しうるものである。

第二の「眠れる主権者」の現代的意義について関口は、アメリカ合衆国憲法や日本国憲法に則せば、人民はその主権を政府に篡奪されないために「半覚半睡」を維持しなければならない。その限りで「眠れる主権者」は反面教師となるし、「眠る」ことの悪用の危険性にも注意しなければならない、と指摘する。

続いて藤原いお(京都大学大学院法学研究科博士課程)は、『眠れる主権者』以降に公刊され時事論や政治理論としての性格の強い、*The Left Case for Brexit*(2020)および*Active and Passive Citizens*(2024)を、「多数決主義デモクラシー(majoritarian democracy)」を、左派(マルキストでラディカル・デモクラット)の立場から擁護するものとして扱う。タックは、前者において、左派知識人・労働党支持者として EU 異脱支持を主張し、後者では現代政治理論の状況を批判し「多数決主義デモクラシー」の徹底的な擁護を展開した。

タックは『眠れる主権者』の執筆意図として事後的に、EU とイギリスとの関係を理解するためと語ったことがある。イギリスの議会主権の伝統は『眠れる主権者』の物語の外部にあったが、イギリス人は EU の「憲法」や司法制度と、通常の国政選挙と国民投票との違いを理解しないまま、EU(EC)加盟によってこの世界に引き摺り込まれた。『眠れる主権者』はブレグジットに際して、憲法と国民投票を理解するために参照された思想史であるが、英米の現代政治を論じた *The Left Case for Brexit* や *Active and Passive Citizens* と重ね合わせると、タックが重視しているのは、通常の国政選挙・議会政治であり、その場合、主権の行使の経路は命令委任によることが明らかとなる。

Active and Passive Citizens では、シエス流の近代国家の病理に対する抵抗拠点として、ルソーの「多数決主義デモクラシー」理論が提示される。シエス的な国家は、受動的な権利保障と民主主義の仮面をかぶることでブルジョワ社会を正統化しているが、実際には代表による熟議・政治が専門化し、命令委任が排除され、市民は政治的な参加が制限され決定権を持たない。これに対抗すべく、「多数決主義デモクラシー」を、たとえ「ドンキホーテ的」であっても擁護する必要がある。これは、人民投票と代表への命令委任によって、立法に全住民が参与し、全人口の投票の単純な多数決に基づく

結果、一般意志が提示され、人間に自らの生活条件を根本的に変革する能力を与える集団的行為の手段としての民主主義である。ここでルソーは、ラディカル・デモクラシーの旗手としてマルクスの先駆者とされる。

対して *The Left Case for Brexit* は、時事色の強い労働党論でもあり、「労働党が政権を掌握し、社会主義的な政策を行うためには EU 異脱が必要である」という戦略的な主張を含む。タックによれば、EU には変更可能性が極めて低い硬直的な憲法構造と、各国内政に介入する裁判所が存在しているため、政治の自己決定や柔軟な政策決定が難しく、敵対的政治を回避できなくなる。また EU の掲げる「四つの自由」は、私有財産の保護を目的とした資本主義の論理でもある。このようなシエス的な EU 体制の下では、労働党が志向するラディカルな政策（国内産業支援と基幹産業の国有化）は不可能である。こうなると、市民は無力感から極端な主張をする非リベラルな政党や指導者に煽動されるし、内戦をも引き起こしかねない。もはや離脱によって初めて、人民による政治、通常の選挙による政策の選択が可能となるし、司法の介入のない制約のない選挙の方が、むしろ直觀に反して、市民社会の安定した基盤となる、とタックは主張する。つまり、1973 年以降、イギリスの政治が「憲法化」されたが、イギリスは EU 異脱によって、40 年の「眠り」から目覚め、非立憲主義的で議会主義的なイギリスに伝統的な真の民主主義が可能になったのである。

タックの「多数決主義デモクラシー」論は、ロールズ流の司法権主導のリベラル・デモクラシーとは対照的である。また、国民投票と議会主権という二系統のデモクラシーの歴史が未整理であり、アソシエーションや熟議が欠如し、イギリスの複合性を無視し、19 世紀以降の問題設定を踏まえていないなどの難点が指摘できるが、現実政治における執行権の肥大、政治理論の司法モデル化に対抗しようとする試みの一つとして理解することはできる。

討論では、まず山岡龍一（放送大学）が、以下のようにコメントした。『眠れる主権者』を思想史の本としてみると、立法権力を警戒する自由主義的なロックやモンテスキューが周縁化されており、ホップズについても *De Cive* が中心で『リヴァイアサン』の代表論への言及はない。また立法権というよりも立法者の議論であり、主意主義的民主主義論に傾いている。では、タックはアナクロニズムを犯しているのか？ 狹義のケンブリッジ学派の方法論に忠実とは言えないが、受容史の方に傾いた理論の歴史であり、思想史や言説の歴史ではない。ただしその結果、思想の理解の幅や自由度が拡大した面もある。

またタックの一般意志解釈は、全体意志との違いが不明確で、あまりにもエージェンシーの意志を重視しており、投票が自己目的化しているように見える。コンセンサスではなく、ユニオンが一般意志を形成するとする（カントを引用して、ユニオン＝国家の形成を *epistemic security* と呼んでいる）。熟議デモクラシー（Orator や Cultural

powers)に対するホップズとルソーの警戒は、現代のマスメディア問題とパラレルとなつており、党派を警戒し、統一こそ一般意志に必要とする点は、シュミット流の純粋政治に接近していないか？マルクス主義との関連では、元々左派的前提がタックの思想史の（さらにはケンブリッジ学派全般にも）根底にあるのかも知れず、思想史研究の方法論に還元できない側面がありそうである。デモス観も根拠が不明でトランプ主義に対する見解もご都合主義的で、タックの政治理論の文脈依存を看過して、一般理論として受容するのはミスリーディングではないか。ケンブリッジ学派の中では、国家論（stato）に焦点を当て、ホップズ論を媒介にして個人の主権性に接近するスキナー・タックと、市民社会論（civitas）のポーコック（とホント）という対比が成り立つ。

さらに、タックやホントの仕事は、戦後日本の社会・政治思想史と照らし合わせると興味深いのでは？福田歎一は大陸自然法論を低く見て、人間の哲学に立脚する社会契約論を評価する点で、タックに近く、水田洋はマルクス主義を（スターリニズムから分離して）再構成するために、歴史的なスミスを研究した点でホントに近い。かかる文脈の中で、福田や水田の仕事を思想史の仕事として再評価することができないか。

さらに小田川は、ブルース・アッカマンの二元的民主制と比較しつつ、次のようにコメントした。アッカマンは、*We the People* 第一巻で、通常政治と憲法政治という民主政の二つのモードを論じている。日常的な通常政治では、政治家を中心に普通の政治、「統治」が行われるが、憲法についての根本的な問題が表出すると憲法政治が起動する。憲法政治では、高度に動員された民衆が「熟議」して根本的な問題に取り組み、そこで改定された新しい憲法は、既存の憲法よりも高い正統性を持つ。ただ、熟議を強要するぶん、アッカマンの憲法政治に関わるのはおそらくインテリ層に限られる。これに対して、タックのいう、危機的状況で「投票」する眠れる主権者には、おそらく白人至上主義とか排外主義者も含まれる。この違いはなぜ生じているのか。

フロアからはシュミットの憲法制定権力や「決断」（無から有を作るわけではない）の位置付けについての情報提供や、タックの歴史的で時代的制約を意識する姿勢の意味づけについても意見交換がなされた。
(文責:安武真隆)